

いちき串木野市指定給水装置工事事業者

指定事項等の変更の届出に必要な書類

- 事業所の名称及び所在地
- 氏名、法人の場合は代表者または名称及び住所

個人	法人	必要書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 (様式第4号)	指定給水装置工事事業者証を提出してください。(住所、名称等を変更して再交付します。)
○	—	住民票	<u>発行日から3か月以内のもの</u> を添付してください。
—	○	誓約書(様式第2号)	
—	○	定款の写し	<u>直近のもの</u> を添付してください。 ※定款の記載内容が、履歴事項全部証明書と異なる場合は、登記変更時に作成した議事録等の添付が必要です。
—	○	登記事項証明書	<u>発行日から3ヶ月以内のもの</u> を添付してください。 ※登記事項証明書は、履歴事項全部証明書を添付してください。

- 氏名の変更で個人の場合は、個人事業主本人の氏名の変更です。
- 法人、個人を問わず、事業の継承(個人から個人への相続、個人から法人への組織化、営業譲渡、合併等による新会社の設立など)は、指定事項変更として取り扱えません。
【廃止届出】⇒【新規申請】の手続きをしてください。
- 有限会社から株式会社への変更は、同一法人とみなして、名称変更で受け付けます。

・ 役員の氏名（就任、辞任、退任含む）

個人	法人	必要書類	備考
—	○	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 （様式第4号）	
—	○	誓約書（様式第2号）	役員の辞任、退任のみの場合は必要 ありません。
—	○	登記事項証明書	<u>発行日から3ヶ月以内のもの</u> を添付 してください。 ※登記事項証明書は、履歴事項全部 証明書を添付してください。

・ 主任技術者の氏名または免状の交付番号

個人	法人	必要書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書 （様式第4号）	
○	○	変更した主任技術者の免状 または 技術者証の写し	

・ 主任技術者の選任または解任

個人	法人	必要書類	備考
○	○	給水装置工事主任技術者選任・解任届出書 （様式第6号）	
○	○	選任した主任技術者の免状 または 技術者証の写し	

・ 事業の廃止、休止または再開の時に必要な書類

個人	法人	必要書類	備考
○	○	指定給水装置工事事業者（廃止・休止・再開）届出書（様 式第5号）	廃止の場合のみ、指定給水 装置工事事業者証を返納し てください。

◎ 届 出 場 所：〒899-2192

いちき串木野市湊町1丁目1番地

いちき串木野市役所 上下水道課

電話：0996-21-5155